

**児童扶養手当(月額)** ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

区分	全部支給		一部支給		支払月
	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	
児童1人の場合	42,330円	42,290円	42,320円～ 9,990円	42,280円～ 9,980円	4月・8月・12月
児童2人目 加算額	10,000円	9,990円	9,990円～ 5,000円	9,980円～ 5,000円	
児童3人目 以降加算額	6,000円	5,990円	5,990円～ 3,000円	5,980円～ 3,000円	

■**問い合わせ** 子育て支援課 ☎84-0658

**特別児童扶養手当・特別障がい者手当など** ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

手当の種類		～3月分(改正前月額)	4月分～(改正後月額)	支払月
特別児童扶養手当 (中・重度の障がい児童を監護 又は養育している方)	1級	51,500円	51,450円	4月・8月・11月
	2級	34,300円	34,270円	
特別障がい者手当 (20歳以上で重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方)	A種	33,680円	33,660円	2月・5月・8月・ 11月
	B種	27,880円	27,860円	
障がい児福祉手当 (20歳未満で常時介護を必要とする重度障がいの児童) 経過的福祉手当	A種	21,500円	21,480円	
	B種	15,750円	15,730円	

■**問い合わせ** 地域福祉課 ☎84-0643

平成29年4月分から、次のとおり手当額が変更されます。なお、受給者の方には個別にご案内します。

**児童扶養手当や障がいのある方の手当額が変わります**

**精神障がい者医療費助成制度を拡大しました**

平成29年4月1日以降の受診分から、入・通院した際の医療費に対する助成を、自己負担額の3分の2から全額に拡大しました。

■**拡大対象**

精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方が、精神疾病(精神病床への入院、自立支援医療を適用した精神通院)以外の疾病でかつた医療費

※精神疾病でかつた医療費については、これまでどおり全額を助成します。

■**還付手続き** 受診の翌月以降

◆**必要書類** 領収書など

◆**提出場所** 国保年金課

※新規及び更新により精神障がい者保健福祉手帳(1級または2級)が交付された方は、医療費助成の受給資格の手続きを行います。健康保険証と一緒に国保年金課にご提示ください。

■**問い合わせ**

国保年金課 ☎84-0652



切--り--取--り

切--り--取--り

— **ご利用上の注意** —

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■**利用人数** 1人 2人

■**問い合わせ** 新美南吉記念館 ☎26-4888

— **ご利用上の注意** —

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■**利用人数** 1人 2人

■**問い合わせ** 新美南吉記念館 ☎26-4888

切  
り  
取  
り